

酒田駅前地区第一種市街地再開発事業に伴う
主要地方道酒田停車場線外道路改良工事

入札説明書

令和3年 9月10日

光の湊株式会社

入札説明事項

1. 工事の概要

- (1) 工事名 酒田駅前地区第一種市街地再開発事業に伴う
主要地方道酒田停車場線外道路改良工事
- (2) 発注者 光の湊株式会社
- (3) 工事場所 酒田市 幸町一丁目 地内
- (3) 工事内容
- ①主要地方道酒田停車場線改良工事
工事概要 延長約128m、幅員約13.2～14.2m
主な工種等 路肩改良工、歩道改良工、バス停車帯整備ほか
- ②市道相生町幸町線改良工事
工事概要 延長約86m、幅員約9.8m
主な工種等 排水構造物工、舗装工ほか
- ③市道幸町一丁目1号線改良工事
工事概要 延長約135m、幅員約8.0m
主な工種等 舗装工、舗装剥取工ほか
- (4) 工期 契約締結日より令和4年7月15日まで
ただし、次の路線については別途定める期限までに工事を完了
することを条件とする。
市道幸町相生町線 工事完了期日：令和4年4月28日まで
- (5) 工事概要 舗装・構造物等撤去工事、側溝・排水設備撤去工事
舗装工事、区画線工事、側溝・排水設備設置工事
縁石ブロック設置工事、その他附属工事
- (6) 別途工事 施設建築物等建築工事（建築物外構工事、バス待合上屋建築工事）

2. 入札要領

- (1) 質疑
- ①受付日時 令和3年9月30日（木）午後5時まで
②質疑方法 電子メールによる
宛先：sakata@hikari-no-minato.com
光の湊株式会社
※質疑のない場合でも、質疑なしと記載して送信すること。
※電話、FAXによる質疑は一切受け付けない。
- (2) 回答
- ①回答日時 令和3年10月4日（月）
②回答方法 電子メールによる
- (3) 入開札
- ①入札日時 令和3年10月12日（火）午前9時
②入札場所 光の湊株式会社
(酒田市幸町1丁目3-1 庄交第1ビル6階)
※郵送入札とする(令和3年10月11日(月)入札書類必着)
- (4) 提出書類 入札書（委任状を含む）
- (5) 落札者の決定
- ①入札者のうち予定価格から消費税相当額を控除した額以下の入札価格でかつ最低価格の入札をした者を落札者とする。
②1回目の入札で落札者がいない場合には、入札参加者に後日対応について通知します。
③入札者は、入札後、設計書、仕様書、契約書案、現場等につ

いて、不明を理由とする異議を申し立てることはできない。

④不正行為等の疑惑が生じた場合には、入札方法を変更することがある。

(6) 貸与書類

①入札説明事項（本書類）

②設計図書（図面、設計数量調書）

③特記仕様書

※いずれも、電子データ（PDF形式）で貸与する。

※貸与書類は、入札時に返却すること。

(7) 設計図書等優先順

・ 質疑回答書

・ 入札説明書

・ 図面

・ 特記仕様書

・ 設計数量調書

3. 工事請負契約に係る特記事項

(1) 工事入札

本工事の入札にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 工事請負契約

工事請負契約は、別紙の約款（貸与資料に添付）に基づき契約する。

(3) 支払等の条件

工事完了後、検査に合格後1ヶ月以内に契約金額を一括で支払うものとする。
前払い金、中間払いは請求があった日から14日以内に支払うものとする。

4. 施工管理に関する特記事項

(1) 道路工事計画

①酒田駅前には電車通学による通学生徒が多数往来しているので、歩行者や自転車通行者に十分注意して施工を行うこと。

②並行する酒田駅前地区第一種市街地再開発事業施設建築物等新築工事の請負者である西松・大場・菅原特定建設工事共同企業体と、工事作業工程についての調整協議に協力すること。

③作業スペースが限られているので、作業員用の駐車場は別途請負者の責任で用意すること。

(2) 仮設計画

①請負者は、工事請負契約締結後速やかに、工事施工計画をまとめ交通安全管理者の酒田警察署との協議を行うこと。また、工事中も近隣に対して十分な配慮を行うこと。

②並行する酒田駅前地区第一種市街地再開発事業施設建築物等新築工事の請負者である西松・大場・菅原特定建設工事共同企業体と、作業スペースや仮設計画について協議調整のうえ作業にあたること。

(3) 検査

①請負者は、発注者及び道路管理者である山形県及び酒田市の行う検査に立ち会い、その指示に従うこと。なお、施工及び品質管理等の疑義についても、十分な協議を行い、協力すること。

(4) 安全管理

- ①請負者は、本工事の施行にあたっては、安全管理に努めるとともに、第三者に損害を与えた場合に対処できるよう請負業者損害賠償責任保険に加入し、災害発生の場合は適切に対処しなければならない。

(5) その他

請負者は、下記事項について予め了承するものとする。

- ①予期できない地中障害物の撤去に要する費用は、別途とすること。ただし、軽易なものは除く。
- ②排水設備撤去・設置について、酒田市上下水道部の指示する書類を請負者の負担にて作成のうえ、酒田市指定給水装置工事事業者による作業が発生することに留意すること。
- ③発注者はもとより、酒田駅前地区第一種市街地再開発事業の事業関係者と一体となり、事業の推進に協力すること。

以上